

## 令和6年度総合事業請求上の注意点

1 指定相当訪問型サービス（A2）コードの使い分けについて。

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号を基準として、「高齢者の選択肢の拡大」および「高齢者目線にたったサービス内容に応じる」観点から、令和6年3月末までの回数区分を標準的なサービスとして統合し、生活援助の区分を新設してます。

基本単位として、イ（包括報酬）とロ（回数報酬）に区分されるが主に1週間あたりの利用回数により、使用するコードが変わります。

原則としては、回数報酬で請求を行うものとしますが、月5週ある時など、月で5回以上（週1回程度）、9回以上（週2回程度）、13回以上（週2回を超える程度）になった場合はイの包括報酬の使用を検討することになります。検討とは、週ごとに位置付けた回数により変わりますが、月の回数による合成単位数と包括報酬の単位数を比較して小さい方で請求していただくこととなりますので、ご注意をお願いいたします。以下の例を参考として下さい。

### 【例1】包括報酬を算定するパターン（週1回程度で月5回あった場合）

○利用サービス：標準的なサービス	
包括報酬（A2 1111）	回数報酬（A2 2411）
$1,176 \times 1 = 1,176$ 単位	$287 \times 5$ 回 = 1,435 単位
適用：1,176 単位 < 1,435 単位となるため、包括報酬で請求。	

### 【例2】回数報酬を算定するパターン（週1回程度で月5回あった場合）

○利用サービス：標準的なサービス2回と生活援助3回	
包括報酬（A2 1111）	回数報酬（A2 2411 A2 2511）
$1,176 \times 1 = 1,176$ 単位	$287 \times 2$ 回 + $179 \times 3$ 回 = 1,111 単位
適用：1,176 単位 > 1,111 単位となるため、回数報酬で請求。	

なお、回数コードを使用する際は、包括報酬の週2回を超える程度の場合の単位数である3,727単位の範囲内で請求を行うこととなります。月3,727単位数を超えての請求は出来ません。

また、回数報酬の最大単位数である287単位数を4回、8回、12回で利用した場合は、合成単位数がそれぞれの包括報酬単位数を超えることはないため、使用することはありません。※月の利用回数が6回となる場合は、どこかの週で2回利用となるはずなので、週2回程度として比較するようにして下さい。

## 2 指定相当通所型サービス（A6）コードについて

運用上の変更は、回数での請求について事業対象者・要支援2のコードについては1回から8回まで使用することが可能です。事業対象者については、週1回程度の利用を位置付けた場合はA6 1113のコードを使用。週2回程度と位置付けた場合はA6 1123を使用

して下さい。

令和6年4月より、送迎未実施時の送迎減算が適用されることとなります。片道につき47単位減算となります。包括報酬の運用ではA6 1111 A6 1221を使用している場合は376単位の範囲内で減算し、A6 1121を使用している場合は752単位の範囲内で減算して下さい。